

工事の前払金の使途拡大措置について

福岡市では、平成28年5月27日付けで地方自治法施行規則の一部が改正されたことに伴い、予算の早期執行による経済効果の最大の発現を図るため、平成28年度から令和6年度までの時限的な特例措置として公共工事の前払金の使途範囲を拡大する特例を継続していましたが、令和7年度以降、この特例措置を恒久化することといたしました。

記

1 前払金の使途範囲

【通常の使途範囲】

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事の償却分）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働保険料、及び保証料に相当する額として必要な経費



【特例措置で拡大する使途範囲】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）

2 特例措置の適用対象

令和7年4月1日以降、新たに契約を締結した工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金（中間前払金を除く。）については、特例措置を恒久化することとなりましたが、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに請負契約を締結した工事の特例を適用していないものについては、受注者からの申出により変更契約を行いますので、希望される受注者の方は、当該工事の監督員に申し出ていただきますようお願いいたします。

3 注意点

特例により拡大した使途範囲である現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額（中間前払金額を除く。）の100分の25です。

※前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

財政局財政部契約監理課調査・指導係 電話 092-711-4185